日本の自主独立と民族自決の為に

半独立体制を打ち砕け

5.3

憲法記念日打倒に向けて

一億同胞の結集を

五月三日、それは昭和二十二年（一九四七年）五月三日、いわゆる「日本国憲法」施行の日を記念するという名の下に制定された祝日であった。しかしながらこのことほど、大東亜戦争終結以後、一貫して国民を欺いてきたことはない。何故ならば、この日こそあのアメリカを中核とする日本占領国が、占領軍権という、まさに最大の暴力で日本植民地化、日本弱体化の恒久化を意図し、日本占領政策の集大成として、「日本国憲法」と名のつく占領基本法を強押した日であった筈である。しかるに、その事実を戦後歴代政府・与党、そして社会党、民社党、公明党、共産党は一貫して陰蔽してきた。

われわれは、最早そのような欺瞞と虚構を甘んじて受けるわけにゆかない。この屈辱的な五・三憲法記念日を粉砕し正当憲法復元に前進する。

五・三憲法記念日が、まさに、占領軍権の日本支配体制の定着化の意図の下、一連の虚構と欺瞞によって施行されたものであることは、諸々の事実が明白に証明している。われわれは、それらの事実に対し、激しい怒りを覚えなければならないし、それ以上に、このような屈辱的事実を全く黙認し、又は、そのような事実を知悉していたにもかかわらず、国民を、戦後二四年間、欺いてきた政府自民党・社会党・民社党・公明党・共産党等の政党や、その他の政治運動団体・文化人・学者に対し、鋭く抗議しなければならない。

そして、そのような、まさしく屈辱的な不幸な悲しみに耐えない日五月三日を国民の祝日として持ちつづけてきたこの間違いを、一日も早く正さなければならない。

その意味において、五・三憲法記念日を国民自らの手で打倒しよう。

5.3 憲法記念日打倒！
正当憲法復元に起て！

写真は昨年7・27新宿東口で開かれた、生学連全国統一決起集会で、現憲法粉砕を叫ぶ同志達。

われわれは、国家の自主独立と民族自決の立場から「日本国憲法」を憲法と認めない

現行「日本国憲法」に対して、その制定の時期、手続き、方法等が、日本人の手によるものでなくアメリカ人によって決定され、命令され、作られ、占領軍権の強迫の下、その傀儡政権によって施行されたものであることを確認し、我が国の憲法としての資格を与えることは出来ない。

即ち、

一、日本国憲法の制定は、大日本帝国憲法の改正の名を装ってなされた。しかしながらその実態は改正の限界を逆かに越えたものであり、両憲法間に共通する根本精神は発見出来ない。いわゆる改正説とは、日本国憲法の不幸な生い立ちを更に欺瞞と虚構をもって糊塗し、いかに歪められたものであってもそれを理性の自己欺瞞をもって肯定してしまうという、まさに、欺瞞そのものなのだ。それ故にこそ東大名誉教授・宮沢俊義氏の「日本国憲法は形式上帝国憲法第七三条による改正であるが、実質上はそれを超えた改正である。とすれば、その根拠を帝国憲法第七三条に求めることは出来ない」従って、「日本が降伏しポツダム宣言を受諾したときに、日本に法学的革命現象が生じたのである。即ち、その時に実質的に帝国憲法は消滅したわけである。形式的に存在していたに過ぎない。日本国憲法は全く新しく生まれた憲法である」という学説を生起せしめた理由があるのではないか。しかし、そのような考え方も正常な意識を持つ国民として納得することは出来ない。誰が考えても理解出来るように、「法学的革命」という言葉そのものは、ある日突然に、宮沢氏の手によってわれわれの眼前に出現せしめられた、全く見知らぬ言葉であり、まさしく、現状を全く一方的かつ盲目的に背定する、正否の判断力を喪失した所から生れてきた虚構としての言葉ではないか。

あのポツダム宣言を読んだ者ならば、誰しもが知ることの出来るように、日本を革命するという文言は何処を探しても見当らない、のみならず、「民主主義的傾向を復活（＝revival）強化」させるのであり、それは即ち、大日本帝国憲法の基本的肯定の上に立った改正という意味ではなかったか。

The Japanese government shall remove all obstacles to the revival and strongthening of democratic tendencies among Japanese people.

（日本国政府は、日本国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対するいっさいの障害を除去すべし）

そして、若し、革命が起っていたら、当時主権者の地位になかった筈の天皇や、帝国憲法上の機関であった政府、帝国議会が、憲法成立という虚構に参加していたのは全く理解出来ないことである。

改正説という、帝国憲法と現行憲法との間の完全な断絶をごまかす為にのみ生起した虚構を、否定し、理性を自己欺瞞するというやり方で、デッチ上げられた革命説も、その本質が全くの虚構の上に打ち建てられていることをごまかすことは出来ない。

二、そのような意味において、帝国憲法を抹殺しようとしたことに対していかなる正当な理由もないし、あまつさえ論理の不在を強引にごまかすことによって、帝国憲法を抹殺することは出来ない。

三、又、これまで、一貫して述べてきたように、わが国が占領体制の下におかれ、まさに、国家としての主体性を奪われ、自由意思の表現を拒否されていたという、一連の抑圧の中にあって、憲法改正という、国家の自主独立と民族の自決を決定し、守り抜く為にこそ必要な作業が、行なわれることは絶対にない。事実、ホイットニーは、彼等のデッチ上げた憲法原案をわが国に強迫をもって押しつけているではないか。

即ち、当時の松本国務大臣が述べているように「ホイットニーは先方の案をタイプしたものを数部、机の上に出し、きわめて厳格な態度でこういうことを言った。『日本政府から提示された憲法改正案は、司令部にとって承認すべからざるものである。…日本政府がこの自分（ホイットニー）の出した対策のような憲法改正を提示することは、右の目的（天皇の保持）を達成するために必要である。これがなければ、天皇の身体（Person of The Emperor）の保障をすることが出来ない。……二〇分位庭を見てくるから、その間に見てくれ…』と出て行った」この事実はまさに、ホイットニーの強迫が、占領軍権という絶大な暴力をもってわが国を弾圧している中で行なわれたという明白な証明ではないか。

であればこそ、現在でこそ、憲法を護れと叫ぶ日本共産党ですらあの昭和二一年（一九四六年）八月の憲法制定議会において志賀議員をして、憲法制定に反対演説を行なわしめたのではなかったか。

四、そして、更に、この現行日本国憲法が、これ程の欺瞞と虚構を持っているにもかかわらず、尚かつその事実に眼を閉じて、その内容に対して讃辞を送る人々に対して、われわれは、数多くの矛盾した内容の中から、次のような簡単な事実を拾い上げて、現行憲法がいかに内容においても悪質な、反国家性と民族の自決を否定するものを持っているかを言わなければならない。

先ず、前文を含めて、全ての条文が、極めて露骨な翻訳調であり真に日本文化を愛し、国語を大切に思う者にとっては耐え難いものである事は、これまで数多くの人人によって訴えられてきた事実であり、殊更更めて言うまでもあるまい。

しかしながら、悪質な事実誤認又は、欺瞞、虚構は、鋭く指摘しなければならない所である。即ち憲法前文の「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行動によって再び戦争が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」という前文の最も先端の部分においてすら根本的な誤りが犯されていることを知らなければならない。それは、「正当に選挙された国会」という文言は、全くの虚構であって、日本国憲法による第一回国会は、昭和二二年にはじめて開会されたのであり、このホイットニーの作成した前文及び全条項を審議し、確定する道化師を演じたのは、大日本帝国議会、即ち第九〇帝国議会であったのではなかったか。更に「正当に選挙された議会」であったのかを考える時幾万人もが追放され、その人々の一切の政治活動が禁止され、発言が奪われていたし、又、それ以上の人々が追放の危機に常にさらされていたという、この占領という、まさに、植民地的隷属下において正当な選挙など全く存在もしてはいなかったのだ。又、この憲法制定の審議中に、自由な討議など存在せず、常に占領軍に報告し、且つその了解を得つつ審議するという、まさに傀儡的状況であったことを考えるならば、全く欺瞞と虚構のみが存在していたという以外にはあるまい。

又、第九条の条項にしても、当時の日本共産党の代表質問者、野坂参三議員の発言を注目しなければならない。即ち、「当草案は、戦争一般の放棄を規している。これに対して共産党は他国との戦争の放棄のみを規定することを要求した。さらに他国間の戦争に絶対に参加しないことを要求したが、これらの要求は否定された。この問題はわが国と民族の将来にとって極めて重要な問題がある。ことに現在のごとき国際的不安定の状態の下においてとくに重要である……。われわれはわが民族の独立をあくまで維持しなければならない。……要するに当憲法第二章はわが国の自衛権を放棄して民族の独立を危くする危険がある。それ故にわが党は民族独立のためにこの憲法に反対しなければならない……」そして、共産党は全議員この憲法制定会議において反対投票を行ったのだ。今日彼等、日共・民青が現憲法を護れと叫んでいることが、全く彼等の没論理性を暴露していることになっているとしても野坂、徳田、志賀氏等のとった行動は特筆しなければならないところであろう。

そして、更には、第二十一条を中心とする一連の暴力と陰謀の渦巻く無秩序的傾向を許容する条項群が、全学連諸君の暴動を許し暴力革命を肯定し、青少年の非行を促す原因を作り上げているのではないか。

その他数多くの「憲法」としての資格を保持することの不可能な原因を発見することが出来る。

それは、「憲法」ではなく、まさしく、「占領軍権」という暴力の名の下に、強制された「占領基本法」ではなかったか。

日本国憲法にそれでも敢えて、憲法という光輝ある名称を与える者がいるならば、そのような人間こそ、アメリカ帝国主義に祖国を売る者としての烙印を押されるべきであろう。

五、以上述べてきたように正当な日本の憲法は大日本帝国憲法であり、その内容についていかなる問題があっても、法理論上生存している。

六、最早その効力を一七年前に失っているにも関わらず生きのびてきた占領基本法（いわゆる現行日本国憲法）、その失効の事実を確認し、正当な憲法を復元させ、即時その憲法改正の手続きをとることを訴える。

七、憲法改正案は、正当な憲法上の手続きにより作成・審議・決定されなければならないのだ。

祖国の独立と民族自決に燃えて、国民的統一戦線をつくろう。

生学連 決起集会

5.3 憲法記念日打倒 正当憲法復元

日時　五月三日、午後四時～八時

内容　四・三〇～五・三〇　デモ、集会

武道館→市ヶ谷（集合場所・靖国神社前）

六・三〇～八・〇〇

総括集会…原宿・生長の家本部会館

生学連新聞

発行所
生長の家学生会
全国総連合
東京都港区赤坂9丁目6番34号
世界聖典普及協会内
編集兼発行人　森田征史
5月1日号

号外

日本国憲法制定経過年表

年	月	日	事項
昭二〇（一九四五）	七	二六	米・英・中・三国、対日声明ポツダム宣言発出。
	八	一〇	御前会議「ポツダム」宣言受諾決定。（国体不変更の条件にて連合国に受諾申入れ）
		一五	終戦の詔勅放送、鈴木内閣総辞職。
		一七	東久邇宮内閣成立。SWNCC作成の「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」をマッカーサー元帥に通達。（注）国務、陸、海三省調整委員会
	九	二二	マッカーサー元帥、「初期対日方針」を発表。
	一〇	九	幣原内閣成立。
		一一	幣原首相マッカーサー元帥訪問、マ元帥改憲を示唆。近衛公内大臣御用掛に任ぜられ、憲法改正調査に着手。
		一三	政府、憲法調査委員会設置決定。
	一二	八	松本国務相「憲法改正の四原則」を衆議院予算総会において発表。
昭二一（一九四六）	一	一	天皇、神格否定のいわゆる「人間宣言」を公表。
		七	米国政府SWNCC—二二八（日本政治組織の改革）を承認。
		一一	マッカーサー元帥SWNCC—二二八文書受領。
		三〇	松本国務相、閣議に私案「甲案」「乙案」を配布、説明。
	二	一	毎日新聞、「憲法問題調査委員会試案」と題するものを掲載。マッカーサー元帥ホイットニー民政局長に対し松本案拒否の理由書作成を命令。
		三	マッカーサー元帥、「マッカーサー・ノート」に基づく憲法草案作成をホイットニーに命令。
		四	民政局員、ホイットニー指令下に極秘の中に草案作成作業を開始。
		一〇	民政局の憲法草案完成、マッカーサー元帥承認。
		一三	マッカーサー草案、日本政府に手交。
		二二	閣議マ草案採用決定。
	三	四	松本国務相、総司令部に新草案を持参。
		五	閣議「改正案要綱」を審議。マ元帥「改正案要綱」を承認。
		六	閣議「要綱」を決定。午後五時、「憲法改正草案要綱、勅語、首相談話」を発表マ元帥「要綱」支持の声明。
	四	一〇	第一回総選挙施行。
		一七	政府「憲法改正草案」発表。
	五	二二	第一次吉田内閣成立。
	六	八	枢密院「改正草案」を可決。
		二〇	第九〇回帝国議会開会。「草案」を衆議院に上程。
	八	二四	衆議院、憲法改正案を可決。
	一〇	六	貴族院、帝国憲法改正案可決。
	一一	三	日本国憲法公布。
昭二二（一九四七）	三	三一	衆議院解散。
	四	二〇	第一回参議院議員選挙実施。
		二五	衆議院議員総選挙実施。
	五	三	日本国憲法施行。

この占領軍権の暴力

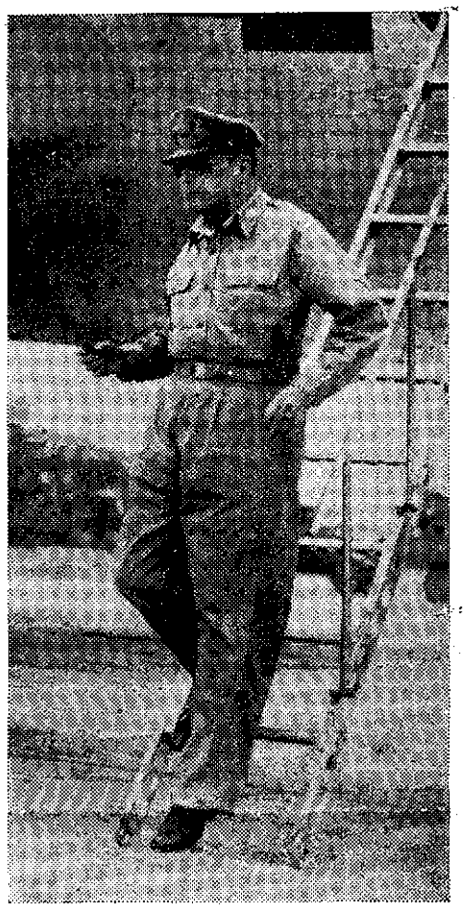

厚木飛行場に第一歩を降したD・マッカーサー司令官

D・マッカーサー（占領軍総司令官）

占領期間中に憲法改正を命令

昭和二〇年一〇月四日、戦争の傷跡も生生ましく、国民生活も窮乏のドン底にあった時、占領軍司令官、D・マッカーサーは、不当にも我国に対し、憲法改正という美名の下に、連合国の日本支配体制の恒久化を狙う、占領基本法の制定を占領軍権という、まさしく最大の暴力をもって強要した。

われわれは、この事実に対して先ず、次のように考えなければならない。即ち、日本の憲法は、アメリカのものでもなければ、ソヴィエトのもの でもない。日本の真の自主独立と、民族の自決を約束するものでなければならない。従って、日本の憲法改正の着手は日本人の手によって自発的に為されなければならないし、その時期は、日本が他のいかなる国の干渉下におかれていてもならない。そのような意味で、D・マッカーサーが、日本に対し、憲法改正を命令したことは全くのあやまりであったし、しかも、日本が、占領軍権による管理下におかれていたことは、憲法に手を触れる最も正しい時期であったといういかなる理由もなりたたない。

ホイットニー准将

占領体制は、日本の自主独立と民族自決を保障するものであったか？

占領体制が、たとえどのようなものであろうと、日本の自主独立と民族の自決をもたらすものではない。即ち、アメリカ本国より、D・マッカーサー宛の指示の中に明らかにされているように、「その占領は日本と戦争している連合国の利益のための、軍事行動」なのだ。占領とは被占領国を徹底的に破壊し、再び起ち上がれないようにするためにのみ存在することは、歴史の証明する事実ではないか。それ故にこそ、日本占領政策の主目的は、日本の軍事力の完全撤廃と非軍事化、工業力の壊滅を狙う非産業化、独立国としての資格破壊、政治権力の分裂混乱、富目的な民主化という、いわゆる五D政策の強制施行であったのではないか。

——そうであればこそ、米本国より、マッカーサー宛の通達に「貴官の権限は最高であるから、貴官はその範囲に関しては日本側からのいかなる異論も受けつけない」との最大の権力を与えられ一切を支配したのではなかったか。

それ故にこそ、東久邇宮首相は「国体を正しく守ることは理屈や感情を超越した堅い我々の信仰である。」と述べたのであり、松本国務相も「まだ安定していない世の中、ことに占領下において、何だかわけのわからないラジオ等が盛んに聞えるような世の中で発表して、改正の仕事をするというやり方は非常によくない」と述べたのであった。

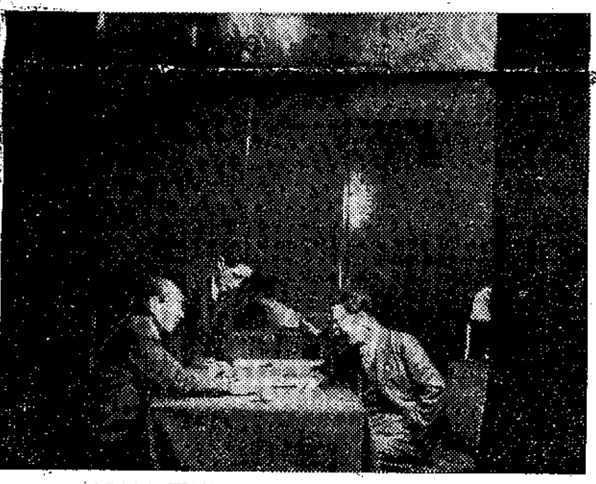

憲法制定に反対した日共・徳田、野坂、志賀氏

虚構と欺瞞に満ちた憲法改正

アメリカによる日本支配、弱体化政策の恒久化を目指す、日本の憲法改悪方法は、まさに、虚構と欺瞞に満ちたものであった。即ち昭和二一年一月七日、アメリカはD・マッカーサーに「日本統治制度の改革」（=SWNCC—二二八）を指令したが、その中に「日本国民の自由意志を表明するごとき方法で、憲法の改正または憲法の起草を為し、採択すること」、そして「前記諸改革が連合軍によって強要されたものであることを日本国民が知る時には、それらを将来、日本国民が承認し支持する可能性は著しくうすれるのである」と述べている。この事実こそ現行日本国憲法制定が、日本の主体性を完全に消滅させ、アメリカを中心とする連合国の軍権の強迫の下で、国民を欺く傀儡政府を使って、憲法制定が行なわれたということを立証するものである。現行日本国憲法制定の経過の中の、閣議、衆議院、貴族院等の審議・決定という全ての事実は、憲法制定に、国民の自由意志が全面的に存在しなければならないという原則を唯単に形式的に採用するまさに日本国民を欺く虚構であった。就中、現行憲法発布に関する勅語の発表は、日本国民の天皇に対する絶大なる信頼感を利用した最も欺瞞にみちたやり方ではなかったか。

このような、まさに全ての全てが虚構と欺瞞にみちていたことに対して、アメリカの評論家、マークゲインが「悪いのは—根本的に悪いのは—この憲法が日本の国民大衆の中から自然に発生したものではないということだ。それは日本政府につかませた外国製憲法で、その上高等学校の生徒でさえちょっと読んだだけで外国製だということに感づくのに国産製だと称して国民に提供されたのだ。…かくてまさにその本質上新憲法は欺瞞を生むものである。欺瞞の内在する憲法は断じて永続し得るものではない」と『ニッポン日記』の中で述べているのは有名である。また、元米国務次官のサムナー・ウエルズも「…アメリカ当局によって起草された新日本憲法が…」と述べ、このことを批難している。

マッカーサーが原案を出し
ホイットニーが憲法を作った

このことについても、次のような事実が既に暴露されている。即ち『第九条それ自体の成立過程については、一九六〇年六月七日におこなわれた日米新安保条約に関するアメリカ上院外交委員会の審議のなかで、ハーター国務長官が「日本政府を教育するもっとも有効な手段として」マッカーサーが指示した憲法草案三原則のひとつに第九条そっくりのものが入っていたことを詳しくのべていることおよび、それについで議員とのあいだに、「ある意味では、われわれの南部諸州が、南北戦争で敗北してから採択せざるをえなかったいくつかの憲法と同じように、この〈日本国〉憲法も採択されたのではないでしょうか（笑声）」「おそらくそうでしょう」というやりとりをしていること…』（昭四三・六『現代の眼』）というわけなのだ。そして、この一つの事実を見ても、まさに、日本の主体性の完全喪失の中での、憲法制定であったことが証明されよう。

日本国憲法の基本原則は、D・マッカーサーが提出した、有名な「マッカーサー・ノート」と呼ばれるものであった。そして、その中に、国家の生存権さえも完全に奪う目的をもって自衛能力さえも奪い、アメリカの軍事力の支配下におく意図の固定化を狙う、現憲法第九条の戦争放棄の原案が存在していた。マッカーサー・ノートに基づいて、ホイットニー准将以下ケーディス大佐、ラウエル中佐、ハッシー中佐等、二一人のアメリカ人が、憲法の各条項を担当して原案を作成している。ここにおいても欺瞞と虚構は続いている。即ち、二一人の中で、特に憲法専門の学者が一人も存在していないことなのだ。この事実を、ミシガン大学のウオード博士は次のように暴露している。「この憲法制定会議の会議員の中には、憲法の専門家らしいものは一人もいなかったが、それでも弁護士はホイットニー将軍のほかに四人いた。……だから、憲法作成という、かなりに複雑で専門的な仕事をするに必要な、老練な資質をもった人は一人もいなかった。……憲法改正という、非常に基本的なしかも重大な問題にとっては、彼らの資格には考えさせられることが多かった」。日本の憲法が、日本の独立体制下のものでなく、占領軍権によって強迫され、欺かれ、しかも日本人の手によってでなく、外国人の手によって作られたということこれらの事実に対し、激しい怒りを覚えない者がいるだろうか。

現憲法肯定主義をとる
全ての欺瞞的勢力を粉砕せよ

われわれは、既に述べてきたように、「現行日本国憲法」が、それ欺瞞と虚構によって作られ、それを強要することによって、連合国は占領政策の集大成化と恒久化をねらう意図の下、占領軍権という暴力を行使したことを知った。そしてまた、それを一方的に受諾して行った人々のいたことを知った。更には、そのような欺瞞と虚構を知悉しているはずの立場に置かれてきたにもかかわらず、政府与野党諸君が、戦後二十四年間一貫して、その実相を国民に対して陰蔽し、欺いてきたことを知っている。

憲法改正を党是としつつ、それを完全にタブー化した自民党諸君。

制定会議で勇敢にも反対投票を投じながら、美事な戦術転換をしてきた共産党諸君。

昭和三十八年五月の、「社会新報」に社会主義憲法制定を主張しながら、その文言を直後に否定し葬り去った欺瞞的な社会党諸君。

国家の自主独立と民族自決に対して、乙女の祈り的論理しか表現出来ない民社党、公明党諸君。

そして、日和見的現状肯定的な勇気のないその政党の態度しか弁護し得ない、そして虚構と欺瞞しか訴える事の出来ない数多くの文化人、学者諸君。

われわれは、一日も一刻も早く諸君達が、この欺瞞と虚構によって飾られた。そして、悲しくも不幸な運命をたどってきた、祖国の、「憲法」に真理の火を照射し、全ての欺瞞と虚構を粉砕し、われわれと共に、祖国の自主独立、民族の自決を打ち建てるために、民族的前衛としての第一線に起ってくれる事を祈って止まない。

日本民族は、祖国のために、民族のために、共なる戦線に起つべきではないか。

祖国を欺き、民族を欺く事によってもたらされる結果は、いつの世においても、何処の国においても売国者としての汚名を受けるだけなのだ。

『生学連新聞』についての
お問い合わせは
「生学連新聞」編集部へ
東京都渋谷区神宮前一ノ三ノ二〇
TEL （四〇一）〇三三一～五

○日本の自主独立・民族自決を打ち建てよう！
○五・三憲法記念日を打倒しよう！
○正当憲法復元・改正に全力をあげよう！